那賀町議会第１２号
令和７年４月２１日

令和７年２月７日開催
意見交換会（車座会議）参加者　各位

那賀町議会議長　　久川　治次郎

上那賀地区地域生活支援団体等と那賀町議会との意見交換会（車座会議）での御意見・御要望について　（回答）

穀雨の候、皆様におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、先だってはお忙しいところ、当町議会との意見交換会（車座会議）に御参加くださりありがとうございました。大変遅くなりましたが、那賀町議会における今後の取組方針等について、別紙のとおり回答いたします。

今後とも当町議会に対しまして、変わらぬ御支援、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、ますますの御活躍をお祈り申し上げます。

令和７年２月７日開催　車座会議（上那賀地区生活支援団体等）

①各団体の抱える課題と活性化策について

※配食サービスの回数を増やしてほしいとの要望があるが、担い手不足で対応が難しい。見守りの一面もあり話し相手になりたいが、配達が主になってしまっている。

＜今後の議会での対応＞

事後の議員間の議論では、食事の作成部門と配達部門を分け、商工会のなか宅配事業等により配達を外部で担ってもらうことや、配食サービスには地域の見守りの一面もあるため、おたすけ隊と連携してはどうかなどの提案が出ました。今後関係部署に具体的な提案を行うなど、取り組んでまいります。

※地域住民の足対策について

※おたすけ隊業務の需要が非常に多いが、移動支援サービスの幅が広がり、隊員の負担が大きくなってきている。

※老人会等の団体では、高齢化しており、活動をしたくても移動手段がない。

＜今後の議会での対応＞

ボランティアタクシー、生活支援移送サービスを含めた公共交通の在り方について、抜本的な改編も含め、議会のプロジェクトチームや特別委員会等でさらに検討してまいります。

②行政や議会に対する要望について

※サル等有害鳥獣による農作物の食害が多く、農業や家庭菜園への意欲がそがれる。山が荒れていることが原因ではないだろうか。

＜今後の議会での対応＞

サルの捕獲の場合、１万円程度のワナが一度で壊れることが多いため、意欲を持って捕獲に取り組んでもらえるよう、サルの捕獲委託料単価 3 万円への引上げを町に要請したいと考えております。大型花火による追払い実験も検討されています。

また、御指摘のとおり、山林の整備が鳥獣害や水不足の問題解決につながると考えますので、引き続き行政に要請してまいります。

※危険木対策についてさらなる対策を求める。

＜今後の議会での対応＞

まずは、林業振興課等に個別に御相談ください。

また、議会による令和５年度事務事業評価では、危険木伐採事業に対して「拡大すべき」と評価しており、住民の生命と財産を守る観点から、個々の実情に合った柔軟な対応、補助率引き上げや予算増額、さらなる担い手確保策を求めております。

※山林の相続や今後の管理が心配である。

＜今後の議会での対応＞

令和５年６月定例会議及び令和６年６月定例会議における髙木健多議員の一般質問を御覧ください。

「森林法施行令及び施行規則の改正について」 9ページ

「相続登記義務化について」 12ページ

「相続土地国庫帰属制度について」 14ページ

「町内の町、民有未利用地について」 19ページ

また、国土交通省の「所有者不明土地等対策モデル事業」６士業連携那

賀町空き家空き地対策チームによる相談事業について、常設の相談窓口設置を行政に働きかけます。関連の広報なか（令和 7 年 4 月）の折込チラシを添付いたしますので、御覧ください。 25ページ

※令和 5 年 5 月の国道 193 号崩落時、迂回路通行が非常に大変だった。 今後を見据え、迂回路等、道の整備をしてほしい。

＜今後の議会での対応＞

通常は交通量が少ない町道・林道などでも、迂回路となる可能性のある道路については、日常的に整備がなされるよう行政に働きかけます。

※医療体制について
1．上那賀病院について、現在は土日祝日や夜間、年末年始は休診だが、入院患者を診るため医師がいる。一時的に診察し、ほかの医療機関への紹介状と診察データ送信の手配だけでもしてもらえないだろうか。
2．上那賀病院の診療体制について、平日の半日を、土日のどちらかの午前又は午後に振り替えて、診療してほしい。
3．上那賀病院は県からの派遣医師が多いため異動も多いが、地域住民は「かかりつけ医」がほしいと思っているので、体制整備をお願いしたい。
4．公的医療機関と個人病院との連携は必要である。海部病院の事例を参考にしてほしい。
5．町内公的医療機関の再編を検討する時期に来ているのではないか。

＜今後の議会での対応＞

医療体制特別委員会において、地域の実情や課題についてさらなる研究を深めるとともに、専門的な知識をお持ちの方に御意見をお伺いすることも検討したいと考えております。

また、「せめて土曜日ないしは日曜日のどちらか１日だけでも対応したい」との町長の発言もございます。診療日のシフトなどは非常に合理性があると考えておりますので、引き続き部分的にでも時間外の救急対応の早急な再開を求めるとともに、医師を全国的に公募することなども含め、引き続き特別委員会で議論し行政への提言を続けてまいります。

※安価なものは町外に行かないと買えないが、せっかく移動販売に来てくれているのでしっかり購入したいと思っている。品揃えはよく助かっているが、事業者に対する補助が手厚くなれば、価格にも反映されるのではないか。

＜今後の議会での対応＞

町から商工会に対し、買物弱者対策事業として補助しており、移動販売業者の燃料代が助成されています。店頭価格に反映されるような方策を検討し、関係機関に働きかけます。

※小浜地区において、堆砂が増えて河床が上昇しており、心配である。

＜今後の議会での対応＞

河床が下がると磯が出て、魚の産卵場所がなくなることもあります。ダムがなければ砂は下流に流れることから、以前の河川環境に戻すため置き土をしており、河川事務所も問題はないと言っております。

※危険空き家撤去事業の補助率は。

＜今後の議会での対応＞

令和６年５月の広報を同封しますので、御確認ください。26ページ

※救急搬送後の帰りの足に困っている。

＜今後の議会での対応＞

原則御家族のお迎えでお願いしたいと考えております。料金は高いけれども、民間介護タクシー事業者が阿南市内にあるため、ご利用いただくこともできます。

※那賀町全域マップに、「水崎まわり」等上那賀地区のイベントや観光地の掲載が少ない。

＜今後の議会での対応＞

広告を集める側も掲載する側も民間事業者であり、地区ごとにばらつきが出た結果だと思います。

※消防団員数が減少している。

＜今後の議会での対応＞

深刻な担い手不足は承知しております。他団体も同様の課題を抱えており、地域おこし協力隊員に入会を提案することなどの策も提案していきます。

※平谷小学校グラウンドに照明が欲しい。

＜今後の議会での対応＞

教育委員会に確認いたしました。利用頻度等を考慮し、今後検討したいとの回答がありました。

※旧桜谷小学校は避難所に指定されているので、出入り口のバリアフリー化やトイレの整備をしてほしい。

＜今後の議会での対応＞

正面玄関はバリアフリー化されておりますので、そちらを御利用ください。

1階トイレは十分ではないが洋式化はされています。今後も利用状況を検討しながら、必要性に応じてさらなる整備を求めてまいります。

※議員によっては個人で広報紙を発行している。分かりやすいので多くの議員に求めたい。

＜今後の議会での対応＞

議員が自腹で行っていることもあり、議員個々の判断となります。議会全体としては、広報公聴委員会を設置し、町の行く末や議論の方向性等を知っていただけるよう、議会広報紙やケーブルテレビのさらなる有効活用を図ってまいります。

決まっていないと聞いております。それを受けてからある程度の見込みが出てくると思いますので、仮復旧については１日も早く復旧してくださいというようなこと、お願いはしております。ですが、時期については僕のほうから明言しかねるところでございますので、なるべくまた県とも話をして、いつぐらいに復旧できるかという情報をまた随時更新できるように県とも協議をしてまいりたいと思いますので、一つ御理解のほどよろしくお願いします。

○連記かよ子議長　久川議員。

○久川治次郎議員　少し苦しい答弁みたいな感じがするのですけれども、やはり私どもは、知事さんが来ていただいたので、「今月中にできるんじゃ」と言ってあちらこちら触れ回っているので、非常に肩身の狭い思いをしているわけなのですけれども、やはりこれは天候のこともありますし、それは町民の方もやむを得まいということも判断をしていただけると思うのですけれども、１日も早い復旧をお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○連記かよ子議長　久川治次郎議員の質問が終わりました。

２５分まで休憩します。

午後０２時１７分　休憩

午後０２時２５分　再開

○連記かよ子議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

５番目に髙木健多議員を指名し、発言を許可します。

髙木健多議員

○髙木健多議員　では、議長に許可をいただきましたので、私の質問をさせていただきます。前頭で少し要らないことを言いますけれども、実は私、少し一般質問をお休みしていたりとかしまして、先ほどの前頭の久川議員、ベテラン議員ですけれども、やっぱりさすがやなというふうなところで、なぜ一般質問を少しお休みしていたかというと、自分の一般質問に対して生産性があるのかなというふうなところと、一方的に自分の独りよがりになっているのではないかなとか、あと粗探して叩くみたいなそういうふうなのはやりたくないとは思ってはいるのですが、自分がする、自分が考えてやっていっていることが、本当に何かの役に立っているのかというふうなところをいろいろ悩んではいたのですね。そこで、橋本町長になり新体制になったということで、皆さんも、各議員も気合が入っているところではあるのですが、私も私なりに少し答えが出たというわけではないのですが、少しこういうこともできるのではないかというふうなことで、今回の質問をさせていただくというふうな運びになりました。

この度、私が質問させていただく内容は、それぞれ関連の深い、既に施行されている規則、制度、そしてこれから施行に向かう事案の３つになります。この３つの質問は、私が林業に従事する、特に事務方寄りにはなるのですけれども、以前より感じていた問題点でありまして、今年の４月１日から改正された森林法施行規則、そして同日２７日より始まりました相続土地国庫帰属制度、また令和６年４月１日から施行される予定であります相続登記義務化に伴う今後の那賀町で起こり得る課題、問題点についてです。

私が悩んだ結果の答えというふうなことなのですけれども、この度の私の一般質問でさせていただく目的につきまして、現在映っておりますけれども、ケーブルテレビ、

あとまた那賀町広報におきまして、広く住民の皆様に今回の事案を知っていただき、また理解していただいた上で、注意、準備、そして対応していただくことをお願いしたいというふうな気持ちを込めてと、それに伴う行政の事務、行政事務等の合理的簡素化を進めていくに当たり、行政が親身になり住民の不安や相談等に対して、よりよい行政サービスの提供ができるよう、私の考えること、提案を理事者側にお伝えするものであります。

まず始めに、森林法施行令及び施行規則の改正についてであります。もう既に４月１日から改正されたのですけれども、その内容から、那賀町にとって特に大切な事案があると思うのですけれども、そちらを教えていただけますでしょうか。

○連記かよ子議長　高岡課長。

○高岡栄作林業振興課長　それでは、髙木議員の質問にお答えいたします。タブレットの５５ページを御覧ください。まず、森林法施行令及び施行規則の改正について、どのような改正があったのかということですが、この５５ページにありますように、まず１つ目に、林地開発許可制度、これが従来であれば１ヘクタールを超える林地の開発行為を行う場合、都道府県の許可を得る必要がありました。ところが、令和５年４月１日から、太陽光発電の設置を目的とした開発行為の場合には、０．５ヘクタールからこの林地開発許可制度の対象とまずなっております。これについては徳島県が事務の窓口となっております。

そして、２つ目と３つ目はよく似たものにはなるのですが、森林法施行規則の改正によって、この２と３の伐採及び伐採後の造林の届出制度、それと保安林内立木伐採許可申請制度、この２つの制度が、従来添付資料が義務付けられていなかったのですけれども、令和５年４月１日から土地の登記事項証明書ですとか、伐採権限関係書類、隣接森林との境界確認処理など添付書類が義務付けられることとなっております。よろしくお願いいたします。

○連記かよ子議長　髙木議員。

○髙木健多議員　ありがとうございました。林地開発許可制度、そして伐採及び伐採後の造林届出制度、そして保安林内立木伐採許可申請制度ということで、昔からあったものが、さらに厳しくなったというふうな考え方で合っているとは思うのですけれども、林地開発許可制度と、保安林内というふうなところは、基本的には徳島県の管轄するところでありまして、那賀町に特に問題というか課題となっているのが、伐採及び伐採後の造林届出制度になろうかと思います。

それでは、こちらの伐採及び伐採後の造林届出制度になるとは思うのですけれども、その改正に伴い、今後那賀町の林業等森林施業において、それらはどのような影響を及ぼすと課ではお考えか。もしくはもう始まっておりますので、どういうふうなことが少し問題となっているかというふうなところを教えていただければと思います。

○連記かよ子議長　高岡課長。

○高岡栄作林業振興課長　どのような影響があるかということについてですが、議員おっしゃられたように、特に関係してくるものが、伐採届及び伐採後の造林の届出制度になってこようかと思います。これで、義務付けられた添付書類、次のタブレット５６ページを御覧ください。赤の枠で囲っております。今回の、この添付資料の義務

付けでありますけども、この本施行規則の改正については、森林の誤伐、盗伐、そういったものの防止に加えて、造林未済地の解消といった面においても、大きな影響があります。森林の適正な管理に寄与するような制度ではないかなとは思っております。

ただ一方で、従来と比べると、この赤枠のように書いてありますように、必要書類が増えたこと、こういったことにより森林所有者による森林施業への意欲が減退する恐れがないか、そういったことが考えられるのではないかなと思っております。

また、届出をされる事業体等の皆様には、所有者者の方から必要書類を集めていただく手間が増えたと、そういったことから施業着手までに、今まで以上の時間と労力がかかってくるのではないかなというふうに感じております。よろしくお願いいたします。

○連記かよ子議長　高木議員。

○高木健多議員　ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりでして、実は私もこの４月１日から始まった制度におきまして、申請準備及び申請を数事案分行ったことがございます。複数に所有者様がおられる集約化施業地であって、相続登記、また所有権移転登記がなされていない事案、そして施業隣接地の国土調査が終わっていない事案等、施業業者として複数人の所有者様、そして所有権主張者様とのやり取りをさせていただき、また所有者不明地の調査等も行ったこともあります。所有者様を始め、仲介人様ですね。そして行政担当課、関連行政等、申請者においても、非常に手間と時間、知識や経験、そして何より那賀町在住民者様の知り合いが多くなければ、なかなかスムーズにことが進まないというふうなことが、私も経験をもって感じておるところでございますし、先ほど高岡課長の御答弁のように、もう既にやっぱりそういうふうなケースがあるよというふうなところなのです。

そこで、最後のこの質問に対する最後の質問なのですけれども、今後、森林所有者又は林業事業体等が森林施業を行う準備に当たり、森林所有者及び施業を行おうとする事業者だけでは、事業に取りかかるまで案件によっては大変な時間と手間がかかると先ほどもお伝えしましたけれども、手間がかかると考えられます。行政として、今後どのような対応ができますでしょうか、ということを教えてください。

○連記かよ子議長　高岡課長。

○高岡栄作林業振興課長　続いて、行政としてどのような対処ができるのかということですが、今回の添付資料において、届出に来られた方からの意見としましては、届出者の確認書類、土地の登記事項証明書等、伐採の権限関係書類、隣接森林との境界関係書類、こういったものについて、「複雑かつ書類がそろいづらい」、こういった御意見、確かにいただいております。

タブレットの５６ページ、ここの赤枠の中に赤文字で書かせていただいていますが、まず届出者の確認書類としましては、所有者が個人の場合においては、運転免許証や健康保険証の写し、そういったものを添付資料として提出いただいているのですが、昨今の個人情報の取扱いで、所有者からそういったものをいただけないケースも出てくるかという懸念もございます。この添付書類に関しては、その個人の氏名及び住所を証する書類ということもあって、公共機関からの請求書、そういったものでも対応可能としております。

そのほか土地の登記事項証明書等、こういったもの、伐採の権限関係書類及び隣接森林との境界関係書類、こういったものにつきましては、表の中の具体的内容にありますように、林地台帳情報、固定資産税納税通知書、こういったもの。また、立木の売買契約書がない場合、こういった場合には、伐採の権限に係る経緯をまとめた書類、また、境界が不明瞭な場所でも過去の施業履歴の図面、こういったものでも対応することも可能であったり、代替資料の記載例を町のほうから提供するなど柔軟に対応しているところではございます。

森林法施行規則で添付書類が義務付けられたことから、届出に来ていただいたときに、それぞれのケースがあると思います。省略できる資料や代替資料の作成で対応可能かどうかなど、十分確認をさせていただきながら、またその都度、制度の必要性について十分に理解していただきつつ、届出時においては丁寧な説明に努めて、柔軟に対応させていただこうかと思っております。

また、森林施業意欲を減退させないことが重要と考えますので、引き続き地籍調査に加えて、森林境界の明確化事業を推進していく、そして森林所有者の把握に努めるなど、林地台帳の更新を行って少しでも事務の軽減につながるようにと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○連記かよ子議長　髙木議員。

○髙木健多議員　御答弁ありがとうございました。もう既に数か月でいろんなケースがあって、それに対応していくことで簡素化できておったりとか、住民さんのほうにとっても所有者さんのほうにとっても、少しでも手間のかからないように、そして施業業者がもうスムーズに仕事が行えるようにというふうなところを進めていっていただいておるのだなというふうに思います。

これからもいろんなケースが出てこようかと思いますし、那賀町の場合、もう本当に個人所有者様が非常に多いというふうな山林でございますので、もう切っても切り離せない問題がずっと続くかとは思いますけれども、林業が那賀町の主要産業の一つでありますので、民間、住民さんもそうでしょうし、所有者さんもそうです。事業者さんもそうなのですけれども、行政とともに歩んで、近い未来を始め長い間、ますますの繁栄を願いたいと思います。

そして、今少しお話をさせていただいた林業の法改正のほうについても少し関連する、元々３つとも非常に関連深いところなのですけれども、法律的なところばかりで少し硬くなってしまうのですが、残りの２問について、少し共通する質問内容もございます。まず始めに、令和６年４月１日施行予定となっております、相続登記義務化についてになりますけれども、質問等含めて２問ともに案件といたしましては、本来、国管轄とはなります。しかしながら、那賀町においても非常に関連する、この林業もそうですし、土地とかいろんなケースもありますので、少し質問というふうな形でなのですけれども、このケーブル、あと広報を見られている住民様にも知っておいていただきたいのですけれども、まずこの相続登記義務化については、問合せ先として、法務省民事局民事第二課、また各法務局のホームページや日本司法書士連合会、もしくは日本土地家屋調査士会連合会というところを案内しておるようです。これを那賀町のほうに落とし込んで質問をさせていただきたいと思っておるのですけれども、ま

相続登記義務化について

ず始めに、この相続登記義務化について、那賀町行政においては相談を国管轄と私お伝えしましたけれども、まず相談対応をするのかしないのか。またするとすれば、どの課が担当予定なのかを教えていただけますでしょうか。

○連記かよ子議長　葛木総務課長。

○葛木幸男総務課長　ただいまの髙木議員さんの相続登記義務化についての那賀町行政においての相談窓口であるとか対応については、どの課が対応するのかということでございますが、先ほど質問の中でこの制度改正、問合せ先は法務局であるということを自らおっしゃっておられましたので、改めて申すのもどうかなと思うのですけれども、一応法務局、法務省のほうのチラシの代表的なものがございますので、これを一応先に見ていただけたらと思います。

この中で、「所有者不明土地の解消に向けてルールが大きく変わります」ということで、髙木議員申されたとおり、「令和６年４月１日から相続登記の申請が義務化されます」ということで、この中でも登記の手続については、法務局のほうが実際行うこととなっております。なので、相続であるとか登記の手続については、少し役場の行政のほうでは当然できるものではございませんので、もし問合せあったとしても「法務局のほうへお問合せください」と言うことしかできないかな、と。

ただ、今まで当然税金等を納めていただいております方、もしその方が死亡とかで亡くなられた場合につきましては、税務課の窓口等に来ていただければ、必要な手続についての御案内はできるかと思いますので、そういった中では、税務課であるとか各支所に死亡の届けをされたときに、タイミング、またそのときに必要な手続ということで御案内はできるかと思いますが、この相続登記義務化について特別に対応する課というのが、設ける予定は今のところ考えておりませんので御理解いただけたらと思います。

○連記かよ子議長　髙木議員。

○髙木健多議員　ありがとうございました。私もお伝えしたとおり、国管轄でございますので、那賀町内においては特に書類の申請等々はできないかとは思いますけれども、納税等々で、自分がどこを持っているだとか、そういうふうなところは法務局のほうでするのですけれども、実際に納税をしていたら税務課のほうで納税のデータ、そういうふうなところを抽出できるとも思いますし、もしくは山林であれば林業振興課であり、農業であれば農業振興課、そういったところで各課に分かれて那賀町のほうも所有者さんだったり、これから相続登記をする際に那賀町のほうも協力をしていただけるというふうなことだと思います。

とりあえず専門家というか、課を置いて何かをするというふうなことはなく、案件によってどこかの課を紹介するなりというふうなことではあったのですけれども、次に質問させていただきたいことが、宅地、農地、山林において、相続人が相続手続をする際に必要な情報が、各課に分散されていますよね。その分散されているというふうなのも、もう分かっていることなのですけれども、それをもう少し連携とかが取れないのか。そして続いて、既存の課、それぞれの各課が業務を業務としてそういうふうな情報を提供するというお仕事ですね。それを今の業務に付け加えてするというふうなのではなくて、私は本当にこの那賀町において空き家もいっぱいありますし、耕作放棄地、そうい

ったところもあります。山林においても、所有者が分からなかったりとか、相続がなされていないという土地が非常に多いと思っているので、那賀町の行政サービスとしてやはり何か相談窓口みたいなのも、簡単なものでいいとは思うのですけれども、あったほうがいいのではないのかと思うのですが、専門家というかそういう相談窓口というふうなのを作る気は、検討できないのかなというのを「今のところない」とはおっしゃいましたが、改めてお聞きしたいと思うのですけれども、本当に作れないでしょうか。

○連記かよ子議長　葛木総務課長。

○葛木幸男総務課長　ただいまの、それぞれの業務によっていろんな情報を持って分散しているのを一元的に相談できる、また既存の課に業務として付加するのではなく、専門の課であるとか、人を配置しての対応はできないのかということでございますが、１つの課であるとか、チームでその情報を管理するにしても、その情報全てを集めてこないと多分管理はできないかと思います。今、既存の課におきましても、林業振興課であれば、それに付随する、付随ではなくて、それ以外に持っている農地の情報であるとかは、まず分からないと思います。それを１つの専門チームで管理するということは、そのデータを作るためだけにもかなりの費用であるとか時間を要することがあるかなと思いますので、専門課、専門チームを作ることはかなり難しいかなとは考えておりますので、その状況に応じた課からの御案内で、手続の書類であるとか、そういうふうなこと、対策をしていくしかしようがないのかなとは考えております。よくよくそういう新しいシステムであるとか、そういうふうなのができれば、問題なく何とかなるかなと思いますが、今の状況ではかなり難しいと考えております。

○連記かよ子議長　髙木議員。

○髙木健多議員　ありがとうございました。むちゃなお願いだというのは、私、重々承知の上ではあるのですけれども、本当に情報を集めてきてというところで、今、日本でかなり情報があふれる中で、その情報をいかにまとめるか。そして、人間がその手間をかけずに欲しい情報を手に入れる、そして答えが出るみたいなのが本来のＤＸだとは思いますし、これからＤＸというふうなのが本当の意味で進んでいくことを願って、それが進んでいくというふうなことが、そういうふうな対応ができるようになったらいいなということだと思います。

また次の質問、最後になりますけれども、本当に同じようなことではあるのですが、既にスタートしております相続土地国庫帰属制度についてであります。前質問と同様、業務としては国管轄でありまして、法務省によりますと相談対応は法務局、地方法務局の本局窓口での対面相談、そして電話相談のどちらかの方法で、事前予約制となっているようです。私、先日、別件で法務局のほうにお邪魔した際に、それらの対応状況を少しお伺いしたのですけれども、割と対応件数も多くて、ほかの業務もあって、お忙しいようでした。やはり国が決めて、国のほうでこういうふうなところに相談してくださいねというふうになっても、なかなか対応しきれていないというふうなところがあって、情報を求める所有者さんのほうに丁寧な対応がまだまだできていない、始まったばかりですので、そこまで追いついていないというふうな状況のようでした。これにおいても、やはり地方自治体としても、何かしらの行政間の情報共有も必要であろうとは思いますし、また「法務局になかなか行けない」とか、「難しいことを言

われそうで少し怖いな」とか、そういうふうなこともあろうかと思うので、まず始めに気軽に那賀町のほうに「これはこうでね、ああでね」という説明ができるようなところもあってもいいのではないかと。本当に全く同じようなことになってしまうのですけれども、制度が少し違うというふうなところで、関連はするのですが、その制度の内容ですね。もう那賀町としては国管轄なので、そこまでお勉強する必要はないのかもしれないのですけれども、まず始めの質問として、この制度の内容と、那賀町では相談対応してくれるのか、してくれないのか。もう本当に簡単な説明で大丈夫ですので、教えていただければと思います。

○連記かよ子議長　西村課長。

○西村俊克税務保険課長　先ほどの御質問ですけれども、その前の質問で相続登記の義務化という話で、管轄としては法務省、法務局になりますので、そちらのほうに案内するということにはなろうかと思うのですけれども、この相続土地国庫帰属法ですね。これ、簡単に言いますと、相続によって土地を取得はしたものの、実際そこに住んでいないとか、そういったもろもろの理由で、ずっとその土地を管理するのが難しい、手放したいと考えている方が多くいらっしゃるだろうということで、それと同時にもう現に相続がされないために所有者の不明土地、所有者の不明土地というのは、登記簿に書かれた方が亡くなっておって誰の土地か分からないという、大きく言えばそういうことだろうと思うのですけれども、実際は固定資産税をしている税務課としては、その方が亡くなられてもその子供さん、孫さんがそこに住んでおったら、相続はできていなくてもその方に税金は送るようにはなるのですけれどもね。そういったところが登記簿上、誰の土地か分からないという土地を解消していくという目的で、今回この制度が創設をされているというふうに理解しております。

○連記かよ子議長　髙木議員。

○髙木健多議員　御説明ありがとうございます。那賀町で、やはりもう出て行かれて、というふうなところもあって相続をしていない。先ほど林業のほうでもお伝えしましたけれども、やはり相続手続にも結構なお金がかかってしまう、手間もかかってしまうというふうなところで、それが問題だということで先ほど述べさせていただいた、登記の義務化ですね。そういうふうなのが行われると。令和６年からではあるのですけれども、これはすぐにそんなことを言ってもなかなか対応できないよねということで、先のほうに延ばしているというふうなことなのですけれども、町としても、やはり固定資産税、そういうふうなところを徴収していくというふうな、行政の機能として、「じゃあ誰が持っているの」国に帰属されたとしても、「じゃあ国とどうなっていくの」というふうなところで、那賀町のほうでもやっぱりお仕事として増えていくのではないかというふうに思います。

　この制度、宅地、農地、山林、そのほかで区別されてはいるのですけれども、これもやはり税務課のほうで固定資産税の管理をしていればある程度分かるのかもしれないのですけれども、もう先ほどと同じで、それぞれの課でいろんな情報がデータとして残っているというところだと思います。ですので、恐らく一つにまとめてというところは現時点では非常に難しいであろうとは思うのですけれども、国、法務省、法務局のほうとかとも連携をしていかないといけないというところで、現在の行政間の連携がちゃん

とされているかということと、那賀町の行政内での各課、今は税務課のほうの話がありましたけれども、税務課というのはちゃんと林業振興課なり住民課なり、あと農業振興課なりと情報共有ができて、すぐに必要な情報を出せるようになっているのかというところを連携できているのでしょうかというところと、続けて、それも本当に先ほどと一緒なのですが、既存の業務ではなくて、本当にこの２つの制度がもう実際に令和６年で始まってしまいますけれども、両方とも進行してしまうというところで、非常に那賀町で住まわれている住民様には大変な思いをさせてしまうのではないかというふうに思うのですけれども、やはり専門的なところ、相談窓口というふうなのがあったほうがいいのではないかと思うのですけれども、同じ答えだと思いますが、やはり難しいでしょうか。お願いします。

○連記かよ子議長　西村課長。

○西村俊克税務保険課長　税務課だけではなくて、林業振興課とか農業振興課のほうで農地・山林に関する情報、それぞれで持っていると思うのですけれども、基本的にその登記の事項に関しては固定資産税の基礎資料になりますので、法務局のほうで登記された情報というのは全て税務課のほうに回ってきておりまして、それを基に課税に反映させていっておりますので、この相続土地国庫帰属制度に関わる部分でいいますと、基本的には税務課のほうで相談に乗ったりはできるかと考えております。

この制度についてもう少し具体的に説明をさせていただきますと、タブレットのほうで資料５９ページに掲載しておりますが、これも法務省の資料をそのまま抜粋して載せているのですけれども、相続によって土地を所有したけれども管理するのも難しいと、これを手放したいという方は、申請をすることでその土地を国の物にしてもらうということが可能になったという制度でございます。

ただ、もう何でもかんでもいいのかというとそうでもなくて、この資料の中ほどに要件というのが載っているのですけれども、土地の要件として、その境界が確定していない土地であるとか、上物が土地の上にあるとかいうふうな土地の場合は該当にならないのですが、そうでなければ、申請をすれば国庫に帰属させることができると。その流れについては、この資料の下のほうに、イメージ図として書いているのですが、相続により土地を取得した方は、手放したいという方は、法務省のほうに申請をしていただく。この間に審査手数料として、一筆につき１万４，０００円手数料必要にはなるのですが、申請をすることで、法務局のほうでその土地を調査して、特に問題がなければ国庫に帰属するということを承認いただけます。ただこのときに、その土地の管理費相当ということで、負担金を納める必要がございます。この資料の中ほど表になっておるのですけれども、基本的には一筆２０万円。それからこの表の右のほうに森林となっておりますが、山林については面積に応じて算定されるということで、ここに載っている例では、３，０００平米で約３０万円の負担金が必要になりますよということです。この負担金を納めることで、その土地はもう国有財産として国の管理に変わるということになります。当然そうなりますと固定資産税もその方の所有でなくなるので、税収は減るのかなと思うのですが、所有者の方の負担は減るということになっていくと思います。

○連記かよ子議長　髙木議員。

○髙木健多議員　詳細な説明ありがとうございます。私もこのホームページの資料を見

たときに、高いなぁというふうに思いました。これを本当にこの那賀町の小さい面積があったりとか、もう本当に使わなくて放ったらかしになっておるのだけれどもというふうなところに、果たして、そういったところは相続もちゃんとできていないと思うのですね。そういうところを相続義務化によって相続をしないといけない。相続のお金もかかります。それを経てやっとこの帰属制度を使えることができるというふうな流れになるのですね。相続をして、国庫帰属制度にのっとってそういう国にお返しするというふうな流れなのですが、この金額を見る限りは、もう本当に土地を持っておられる方ほどかなりのお金がかかってくるというふうなところで、プラスアルファ、これはもう先ほど法務省のほうで案内もありましたけれども、司法書士さんであるとか行政書士さんであるとか、そういった方にいろいろ書類の申請等々をお願いするようになってくるのだろうなというふうに思います。そこで、もうただでさえ結構しんどいよなという状況にもかかわらず、さらに司法書士さん、行政書士さんに頼むとなると、「お金かかるよなぁ、どうしよう、こうしよう」と言っている間に、もうそれこそ義務化のほうが、罰則が付いてしまいますので、その罰則に係るなどというふうなことも、本当にもう、注意しておかなければならないと。それを阻止してあげるというふうなのも、やっぱり那賀町の行政サービスとして必要だというふうなのが、私、思いましたので、これを見られている住民さんに「こういったことがあるよ」という情報共有と、あと注意喚起ですね。それと、やはりこれは那賀町の町内の問題として非常に大きいことだと思いますので、町としても何か対策ができないかというところの、現状では難しいのはもう本当に私も分かってはおりますが、何かしていかないといけないというふうなところでした。

これは本当に那賀町も恐らくお抱えの、司法書士さんなり行政書士さんなりがいらっしゃると思います。広報にも載っていると思うのですけれども、そういった方と、各個人、個人でそれを雇うと、やはりかなりのお金にはなってくるとは思うのですけれども、サポートセンターみたいな形で、既に法務局のほうもサポートセンターみたいなところで相談窓口あります。最近法務局とか、公証役場さん、登記、相続する際公証役場さん使うと思うのですけれども、いろんな話をお伺いしても非常に懇切丁寧に教えてくれます。なので、自分でもやっていけるのではないかなとは思うのですが、やはり細かい法律のところだったりをするのに、やはり行政書士さんや司法書士さんなりにお願いしないといけない。それをするには、費用がかかってしまう。それを那賀町で「皆さんお困りでしょうから、何とか教えられるところは教えていきましょう。これこうすれば大丈夫ですよ」というのをしてあげることによって、那賀町内の土地の相続問題だったりとか、その管理ができない土地だったりというのをスムーズに解決できるのではないのかなというところの情報共有と、質問というところでした。

なぜこれをしたかというと、やはり那賀町で生まれる子供たちの未来のためだと思うのですね。現状、自分も那賀町内で土地を持ってという形にはなるのですけれども、後世のために、やはりこの那賀町一丸となって、この問題を話し合って協力し合い、ともに解決していける那賀町であってほしいなということを願って、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○連記かよ子議長　髙木健多議員の質問が終わりました。

お諮りいたします。

本日の一般質問はこれをもって打ち切り、来週月曜日、６月１９日午前１０時から会議を開き、一般質問を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

○連記かよ子議長　「異議なし」と認めます。

本日の一般質問は終わり、６月１９日午前１０時より会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午後０３時０４分　散会

午前１０時００分　開議

○久川治次郎議長　みなさん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配付のとおりであります。

日程第１、町政に対する一般質問を行います。一般質問１日目に申し上げた順に発言を許可いたします。

この際、御連絡を申し上げます。通告による一般質問は、議員中において各関連するものがある場合は、前段の議員の質問に対し、十分配慮されるようお願いいたします。また発言に対しましては、会議規則や運営基準に準じて発言をしていただくようお願い申し上げます。また、会場の皆さんにおかれましては、会議中は私語を慎み、静粛にお願いしたいと思います。

それでは、まず、髙木健太議員を指名し、発言を許可いたします。

○久川治次郎議長　髙木健多議員。

○髙木健多議員　はい。それではよろしくお願いいたします。

おはようございます。このたびの私の一般質問は、町内の町・民有未利用地について、仕事の存続と創出について、那賀町の未来をともに考えつくる人材についての３点になります。これらは質問を分けてこそ言いますが、共通する一つの目的がありまして、最初にお伝えしておきます。このたびの質問は、行政側から町民に対して要望することを引き出すことにあります。従来、一般質問は、議員が町民の代表の一人として、施策の状況や方針などについて、報告、説明を求めたり質問することとされ、行政に対し質問することで、事業等の正当性や不備がないか、又は不備を追求するといった行政監視や、本来、一般質問において要望はしてはなりませんが、提案型といった方法で、この那賀町町議会でもそのようにされてこられたかと思います。

このたびの私の質問は、定説とは少しずれるかもしれません。以前、町民の皆様から一般質問が、個人的見解の公表の場となっていないか、パフォーマンスのように見られる等の意見が寄せられたことがあります。私も毎回この一般質問において、自分の質問が自分よがりになっていないか、意味をなさないただのパフォーマンスになっていないか、ましてや誰かを傷つけてしまったり、誰かのやる気を阻害してしまうようなことになっていないか、そもそも誰のためにやっているのか分からなくなっていないか等々、本当に那賀町のためになるのか、なり得るのか。一般質問は、ケーブルテレビや広報等公の場で公開されますから、慎重にならざるを得ませんし、ましてや質問の内容も、わざわざ公開の場でしないほうが良い、つまり公開処刑みたいなことに絶対にならないようにしなければならないと考えています。以前、私の一般質問でも、行政のあらを探してしまい、それを取り上げてしまったことがあります。その際にはやはり傷つけてしまうというか、ショックを与えてしまったことがあろうかと思います。その際、その節にはもう本当に申し訳ございませんでした。今後も気をつけたいと思います。

ただ、やはり町民の皆様にも見ておいてもらわないといけないこともあろうかと思いますので、そういった際には御容赦いただければと思います。恥ずかしながら、そんなことを考えながら、迷いながらしているのが現状です。これからも、より勉強に努めたいと思います。

少し話がずれてしまいましたが、このたびの質問の目的、行政側からの要望を引き出すことの意図は、今、那賀町の目指すよりよい未来に向けて、町民一丸となって取り組まなければならないことを共有し、皆で一緒に那賀町を語ろうよ、そんな思いを込めています。それらを念頭に、町民の皆様にも聞いていただきながら質問に移りたいと思います。

まず初めに、町内の町・民有未利用地について、農林地、宅地、そのほかの土地別でどのような利用を模索し、現在利用するための施策が講じられていますか。よろしくお願いいたします。

○久川治次郎議長　岡久譲二農業振興課長。

○岡久譲二農業振興課長　おはようございます。髙木議員さんからの御質問でございます。町内の町有地、また民有地の未利用地との質問と、仕事の存続と創出についてというような御質問でございますが、あわせて回答させていただきたいというふうに思います。

初めに、町内の人口につきましては、合併から２０年たちますが、４，０００人減少しております。また高齢化率につきましても５３％というふうな状況になってございます。こうしたことは農業の分野におきましても顕著でございます。従事者の方の約９割が６０歳以上という現状になっています。こういった中で、議員がおっしゃられております町内の仕事の強靭化と創出ということが本当に重要になってくるのかなあというふうに考えております。

まず、町内における未利用地でございますが、これにつきましては、地域活性化策につきまして、有効な地域資源というふうに思っております。農地につきましては、耕作放棄地ということで、基本的には農地法の中では所有者さんが維持管理し耕作するというふうな規定にはなってございますが、しかしながら相続登記など、そういった煩雑な面もございまして、なかなかそういった状態になっていないというところもあるかと思います。そうしたことで、こうしたことへの対策、また取組といたしましては、昨年度から着手しております地域計画というところで、地域の中心的な担い手の方に農地を集約することとあわせまして、また、これから経営者、経営体の方お一人がお一人として生産活動を継続していくことが困難というようなことの場合には、また国の補助金を使いながら、集落営農組織というような形で、地域で地域の農業を守っていくというようなことで、経営のリスクも分散していくということも考えていく必要があるのかなというように思っております。また加えまして、耕作放棄地を利用した農地集積につきましては、生産基盤の改善というところで国の補助も使いながら、スマート農業、そういったことで、ドローンなり、そういったものを活用しながら、環境負荷の低減を目指しながら、新たな就農者の獲得と雇用労働力を導くというふうなことにつなげるというようなことも、考えていく必要があるというふうに思っております。

また、現在第２期那賀町まち・ひと・しごと総合戦略では、目標としております新規就農者の達成状況につきましては、直近５年間を見ましても、毎年度、１名以上の方が就農されておりますので、これは達成できているのかなというふうに思っておりますが、今後につきましては、協力隊の着任から新規就農への道筋を確立するというようなことで、町が耕作放棄地を試験園地というような形で集積し、独立就農にあわせて利用

権設定を行うというふうなことで、就農に向けた支援を実行していくということに重点を置きながら、こうした取組と政策の実践から、地域農業におきます持続化を目指していくというふうなことが、重要であるというふうにも思っております。

そしてまた、こうした様々な取組と内容を実践していくに当たりまして、大事だと思うことにつきましては、日常の生活の中で、那賀町で暮らし続けること、また関わり続けることという意味、そういったことを、それぞれの方がそれぞれの立場でしっかりと考えることで、那賀町で暮らしたい、まだ関わっていきたいと思ってもらえるような、そうした思いを形に変えていくということが重要でないかなというふうに思っております。

現在、町で取り組み、展開しておりますみらい創造事業につきましても、そういったことで那賀町の潜在的な課題なり問題点をくみ上げて、解決策を考えております。今後におきましても様々な御意見、御提言をいただきながら、地域活性化につなげてまいりたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。以上です。

○久川治次郎議長　高岡林業振興課長。

○高岡栄作林業振興課長　私のほうからは未利用地ということで、林地の部分についてお答えさせていただきます。林地については、その多くがスギなどが植林されておりまして、水源涵養などの役割を担っているところですが、ここでは未利用地を放置林ということでお答えさせていただきます。過去１０年以上手入れがされず、林道等から離れており、条件が悪く、放置林となっている箇所については、境界が明確な森林を中心に森林環境譲与税を活用した手入れ間伐を推進しているところです。町有林についても、調査中ではありますが、１０年以上手入れがされていないような箇所を中心に、間伐等の作業をこれから進めていきたいというふうに考えております。

○久川治次郎議長　三好みらいデジタル課長。

○三好俊明みらいデジタル課長　おはようございます。引き続きまして当課から、未利用の町・民有地の活用についての御質問にお答えいたします。当課におきましては、土地のみの活用よりも、建築物があります宅地がメインとなりますので、御承知おきください。

本町におきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づきまして、御存じのとおり、平成２９年度より利活用が可能な空き家等につきましては、那賀町空き家バンクに登録を促すことにより賃貸又は売買を推進しており、また、管理不全による老朽化が著しい空き家につきましては除却を進めております。本年３月末までの空き家バンクへの登録件数は延べ１１８件でありまして、令和５年度の実績といたしまして、内覧件数が９２回、売買契約成立が７件、賃貸契約成立が９件となっており、新規登録は２１件でございました。このうち、土地のみの登録は現在までで１１件となっており、令和５年度実績といたしましては、売買契約成立が１件となっております。

空き家バンクへの登録促進策といたしまして、毎年、固定資産税の納付書とともに空き家活用のチラシを同封しており、お問合せは多数いただいております。６月１日現在での登録件数は３０件で、そのうち、土地のみの登録は６件でございますが、空き家及び未利用宅地等の総数からいたしますと、登録件数が非常に少ないので、物件を所有する方には是非積極的に御相談をお願いしたいと思います。以上でございます。

○久川治次郎議長　下内にぎわい推進課長。

○下内孝浩にぎわい推進課長　おはようございます。にぎわい推進課からは、資料のタブレット９ページをお願いします。昨年度においては、にぎわい推進課は、国の補助事業を受けた町内、民間の事業団体と連携をしまして、所有者不明土地や空き家に対する活用や管理についてのモデル事業を実施しております。相談会などを実施しまして、大変有効で好評であったと思っております。今後においても全国的に推奨されている、この問題である空き家空き地の対策事業としまして、今後、本町でも国や県の事業の施策を考慮しながら、また、同時に対策を検討していきたいと考えておるところでございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○久川治次郎議長　髙木議員。

○髙木健多議員　御答弁ありがとうございました。農業に関しても、農地の集約というふうなところも進めていかれるというふうなところで、今、四国県内もかなり大規模な農業を推進しているところが多いように思います。各地域に行きますと、大型のハウスがもうずらっと並んでおるようなところで、私の知り合いもそのようなことをやっておるのですが、やはり小規模ですると、そこから出せるものの物流というようなものが成り立たないというようなことで、大型化しておるというようなところは、那賀町も向かうべき姿なのかなと思うところなのですが、やはり、行政だけではなかなか進められることではないと思いますので、より一層住民の方々、農業従事者の方々には、お話をお伝えしながら那賀町がよりよくなるために進めていっていただければと思います。

林業に関しても、もう本当に那賀町は山林ばかりですが、水源涵養地であるというふうなところ、ダムがあったりとかというようなところはありますけれども、本来の森の機能というふうなのを大事にしていっていただけるようにお願いしたいところであります。

みらいデジタル課に関しても空き家バンク、以前質問させていただいたときからも、さらに強化されておるのではないのかなというふうに思いますし、町民の皆様も知って何とかしたいというふうなところを協力していってくれているのだなというふうな数字の実績も出していただきました。これは那賀町在住の方がやはり多いのだと、那賀町在住で家はあるけれども違うとこに住んでおられる、何とかしてくれんだろうかというふうなところもあるとは思うのですが、町外の方には税金の徴収で連絡が行くとは思うのですけれども、なかなか家が今どういう状況になっておるのかというのが分からないというふうなことがあると思いますので、そこら辺も丁寧にしていかないと進まないのではないかとは思いますが、やはり、一番大事なところは持ち主様、住民様であったりが、町のほうに、これからの那賀町の未来のことを考えて何とかしないといけないですよねというふうなところを相談に行ける、そういう場をつくっていただければと思います。

にぎわい推進課のほうに関しても、相談会なり何なりとかと写真も出していただきましたけれども、いろいろと考えてやっていってくれているなというふうに思いますので、町民の皆様も安心して町のほうに相談に行っていただければと思います。

それで、次の質問、通告には入れておったのですが、所有者が何もできない民有地について、町として利用促進やまた相続相談等を含めて何か対策はされていますかとい

うふうなことであったのですが、先ほどの質問で出していただいた資料にも、相続相談もされておりますと、相談も受け付けていきますよというふうなことでありましたので、こちらはもう飛ばしていきたいと思います。

次に、町内の町民有未利用地についてなのですけれども、本当に那賀町存続に非常に大事なところだろうと思います。そこで、先ほど農業のほうでは集約化をしていくのだ、林業のほうでは水源涵養なりの自然の機能を森の機能を高めていきたいのだというふうなところ、そのほかにもいろいろありましたけれども、ちょっと、大きくなってしまいますけれども、行政として何を目指して、またそのために町民に求めること、今私が少し言ってしまいましたけれども、やはり行政だけでは、進まないことが多いと思います。その中で、行政がこういうことを住民さんにやってもらえれば、もっともっと、今やっていることが進むよというふうなことをお伝えいただければなあというふうに思います。

今されておることを進めていく中で、こういうことをしてくれ、してくれという言い方はちょっとあれですけれども、こういうことをしてほしいということで、また先にこんなことを考えておるので、皆さんも一緒になって考えてくれませんか、そのようなことがあればここでお伝えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○久川治次郎議長　岡久農業振興課長。

○岡久譲二農業振興課長　はい、髙木議員さんの御質問でございます。先ほども申し上げましたが、町内の農業従事者の方、本当に高齢化進んでおります。９割の方が６０歳以上でございます。今後１０年後、どういう形ができるのかなと本当に危惧するところがたくさんございます。そうした中で、先ほども申し上げましたが、一つは集落営農組織というのが、今後、必要なのかなというふうに僕は考えております。その中では、やはり中心的な存在の方、地域で農地を守っていくというふうなことを中心的に考えていく経営体の方が必要だと思います。なかなか高齢化も進んでおりますので、そういった立場になろうとされる方も難しいかもしれませんが、そういうところは行政なり、またＪＡなりと一体的になりながら、地域を守っていくのだというふうな力が必要なのかなというふうに思っております。

また最後のほうでも回答させてもらいましたが、やっぱり一人ひとりがその立場で、どうやったら那賀町に住みたい、また関わっていきたいというふうな思いが持ってもらえるのかなというふうなところを考えながら、そうした思いを形に変えていくというところで、行政としてはまた農業をはじめとして、全体的な発展を目指していく上で必要なのかなというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○久川治次郎議長　高岡林業振興課長。

○高岡栄作林業振興課長　林業振興課としましては、繰り返しになりますが、放置林とならないよう、森林整備を推進してまいりたいと考えております。そして森林所有者の方には、森林組合等から森林作業について問合せがあった際には、森林の適切な管理のためにも、是非施業の検討をお願いしたいと、そのように思いますのでよろしくお願いいたします。

○久川治次郎議長　下内にぎわい推進課長。

○下内孝浩にぎわい推進課長　資料はタブレット１０ページをお願いします。にぎわ

い推進課といたしましては、やはり商工業の振興につきまして、多様化した消費者ニーズに対応するということで、町内での買物等の促進や情報技術の利用、経済形態の展開や、後継者の育成などに努めている、魅力ある商工業環境の整備を促進していくということで、主に商工会活動などを中心に支援していきたいと考えております。よろしくお願いします。

○久川治次郎議長　髙木議員。

○髙木健多議員　ありがとうございました。今御答弁いただきましたように、もう様々な、いろんなこと、施策を講じておられるというふうなところです。農業もすごく心強い言葉をいただけたなと思います。思いを形に変えていく、本当にこの精神論というか、この気持ちの問題にはなるのですけれども、本当にこの気持ちが、那賀町をこれ、よりよく長く続ける気持ち、もうそれを大事にしていくことが続けられることだと思いますので、その気持ちを持ってそれを形にしていく行政であっていってほしいなと思います。

そのほかにも、商工会等々いろんな林業もそうですけれども、森林所有者さんが問合せをしやすいような状況をつくってくれているというふうに思いますので、あとはもう所有者さんなり住民の皆様が、町と一緒に那賀町存続を目指して、何かしないといけないのだろうなというふうなところをお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。次の質問は、仕事の存続と創出についてであります。先ほどの質問にも少しその創出というふうなところで関わるところもあったと思うのですけれども、人口減少の進行を軽減、停滞又は増加へと反転させるためには、とにもかくにも住まいと仕事があるのが前提です。在住者、移住希望者にとって、町内の仕事の強靱化と新たな創出をできるか否かが今後各個人の未来に大きく影響し、また、それらを遂行することが、那賀町存続の要だと考えます。

そこで、現在どのような目標をもとに、町は施策を講じていますかというふうなことなのですが、先ほどもお伝えいただいておると思いますけれども、さらに何かありましたらばお願いしたいと思います。

○久川治次郎議長　岡久課長。

○岡久譲二農業振興課長　髙木さんの御質問でございます。繰り返しになるかもしれませんが、町のほうでは、今現在国のほうでも法整備が進められておりますスマート農業利用促進法ですかね、そういった形の法律ができようかとしております。そういった中でドローンでありますとか、そういった労働負荷低減を目指すような取組を進めております。また今現在は果樹のほうで行っておりますが、こうしたことにつきましても、今後特産物であります花のほうにも、そういった実証実験ができるような形をつくっていけたらなというふうには思っているところでございます。

また、さらに基盤整備というところでは、農地耕作条件改善事業というふうな国の事業もございます。これにつきましては、農地を利活用しやすいような形に整備をすると、簡易的な整備になりますけれども、こういった整備を加えながら、事業の継続化、また集約化等を図っていくというふうなことでございます。大規模な集約になってきましたら、そこには雇用が必要というふうな場面もあると思いますので、こういったところで、雇用の促進でありますとか、関係人口の創出にもつながっていくのかなというふ

地元の行政書士＆宅地建物取引士・司法書士・土地家屋調査士等に

2024年4月1日から「相続登記」義務化！

無料 相続等のお悩み 役場で相談いただけます!

「子ども全員が町外や県外にいて、相続が心配」
「山や畑を、引き継ぐ人がいないんだけど･･･」
「遺言書を書きたいけど、どうしたらいい？」
「相続放棄について、教えてほしい」
「ずっと登記の出来ていない土地や家があるんだけど･･･」

事前のご予約は不要ですが、来られた順番に受付をいたします。
完全個室で相談いただけ、秘密は固く守られます。
※相続登記のご相談の際は「固定資産税納付書」等をお持ちください。

令和7年度開催日時

お問合せ　TEL 0884-62-1198　（にぎわい推進課）

4月28日（月）14時～16時：相生庁舎
5月28日（水）13時～16時：那賀町地域交流センター2階（鷲敷本庁隣）
6月17日（火）14時～16時：上那賀支所3階
7月23日（水）14時～16時：木沢支所2階
8月19日（火）14時～16時：木頭文化会館2階

相談員

※地元の行政書士・宅建士以外は、オンライン相談となる場合もあります。

藍行政書士事務所・藍不動産　遠藤真紀子（那賀町）
木下峻輔土地家屋調査士事務所　木下峻輔（阿南市）
松永司法書士事務所　松永千雅（徳島市）
太田和幸司法書士事務所　太田和幸（大阪市）
※場合によって、税理士・弁護士のご紹介も可能です。

令和６年度国交省所有者不明土地等対策モデル事業に採択された「6士業連携那賀町空き家空き地対策チーム」が行っていた「相続等無料相談会」を「なか地域価値創造協議会」が引き継ぎ、那賀町役場と連携して開催する取組です。

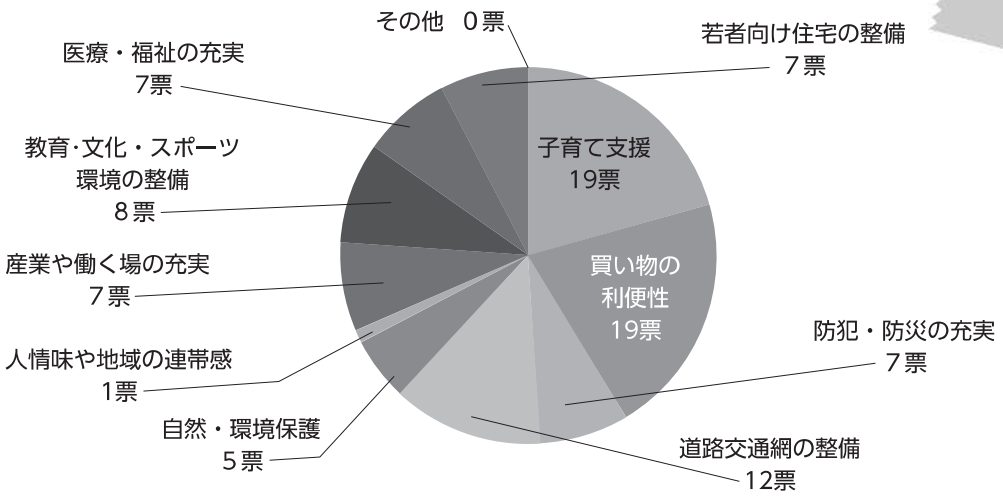

■Q７　那賀町ってどんなイメージ？

田舎、ゆったりとした田舎、素晴らしい故郷、きれいな町、自然豊か、地域の人が優しい、とおい、ゆず、空気がきれい、人が温かい

住宅の耐震化・減災化と危険空き家の解体補助について

地震による人的被害には、建物倒壊による圧死等に加え、家具類の転倒が起因となったものも多く報告されています。命を守る備えとして、お住まいの耐震化はもちろんですが、家具を固定するなどの安全対策（減災化）も重要です。

① 住宅減災化支援事業

高齢世帯（65歳以上）の方や介護を必要とされる方を対象に、相談員による家具家電の固定状況等の点検と、点検で判明した危険箇所の対策工事費の補助事業です。点検は無料で、対策工事費の補助率は４/５、補助額は最大１万６千円（感震ブレーカーを設置する場合はプラス10万円）です。

② 耐震診断支援事業

木造住宅の耐震診断費の補助事業です。平成12年５月31日以前に着工された木造住宅が対象となります。自己負担として３千円が必要です。耐震診断を受けられて、かつ耐震改修を予定されている方は、改修工事の参考となる補強計画の作成が無料で受けられます。

③ 耐震改修支援事業

木造住宅の本格的な耐震改修費の補助事業です。補助率は４/５で、補助額は最大100万円（感震ブレーカーを設置する場合はプラス10万円）です。

④ 耐震シェルター設置支援事業

寝室などの部屋１室を補強する耐震シェルター設置費の補助事業です。補助率は４/５で、補助額は最大80万円です。耐震ベッド設置の場合は、補助率は４/５で、補助額は最大40万円です。

⑤ 住まいのスマート化支援事業

耐震改修や耐震シェルターと併せて行う、ICTやAIを活用した設備（見守りセンサー、スマートロック等）を設置するスマート化工事の補助事業です。補助率は２/３で、補助額は最大30万円です。

⑥ 住宅の住替え支援事業

現在居住している昭和56年５月31日以前に着工された木造住宅が老朽化し、新たに住替えや建替えをする場合の解体費補助事業です。補助率は２/５で、補助額は最大30万円です。

⑦ 老朽危険空き家等除却支援事業

倒壊の危険があり、かつ地震等災害で倒壊した場合に周辺道路をふさぐおそれのある空き家の解体費補助事業です。補助率は４/５で、補助額は最大80万円です。補助対象になるかどうかを「空き家判定業務」により判定します。判定費用は無料です。

⑧ ブロック塀等撤去支援事業

安全対策に不備があり、かつ地震等災害で倒壊した場合に周辺道路をふさぐおそれのあるブロック塀等の撤去費補助事業です。補助率は４/５で、補助額は最大８万円です。

予算枠に限りがありますので、お早めに防災課またはお近くの各支所までご相談ください。

那賀町役場　防災課　TEL 0884-62-1183